

第 64 号議案

神戸市市税条例等の一部を改正する等の条例の件

神戸市市税条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 29 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市市税条例等の一部を改正する等の条例

(市税条例の一部改正)

第 1 条 神戸市市税条例(昭和 25 年 8 月条例第 199 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(過誤納金の還付及び充当)	(過誤納金の還付及び充当)
第 11 条 [略]	第 11 条 [略]
2 [略]	2 [略]
	<u>3 第 27 条第 2 項の規定により個人の市民税と併せて徴収した個人の県民税に係る徴収金で納税者又は特別徴収義務者の過誤納金があるときは、当該過誤納金を市の徴収金とみなして、当該納税者又は特別徴収義務者の納付し、又は納入すべきこととな</u>

(課税標準額、税額等の端数計算)

第16条 [略]

2～7 [略]

8 第2項、第3項(市税の確定金額の全額が100円未満であるときにおいて、その全額を切り捨てる部分に限る。)及び前3項の規定の適用については、個人の市民税、第27条第2項の規定によりこれと併せて徴収する個人の県民税及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第7条第1項の規定によりこれらと併せて賦課徴収を行う森林環境税又は固定資産税及び第184条第1項の規定によりこれと併せて徴収する都市計画税については、それぞれ一の市税とみなす。この場

った徴収金に充当しなければならない。

4 前2項の場合において、その徴収金のうちに延滞金があるときは、その過誤納金は、まず延滞金の額の計算の基礎となる市税に充当しなければならない。

5 市長は、前3項の規定による充当をしたときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

(課税標準額、税額等の端数計算)

第16条 [略]

2～7 [略]

8 第2項、第3項(市税の確定金額の全額が100円未満であるときにおいて、その全額を切り捨てる部分に限る。)及び前3項の規定の適用については、個人の市民税とこれと併せて徴収する個人の県民税又は固定資産税とこれと併せて徴収する都市計画税については、それぞれ一の市税とみなす。この場合において、特別徴収の方法によつて徴収する個人の市民税とこれと併せて徴収する個人の県民税については、第6項中「1,000円」とあるのは、「100円」とする。

合において、特別徴収の方法により徴収する個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税に対する第6項の規定の適用については、同項中「1,000円」とあるのは、「100円」とする。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第23条の4 [略]

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、政令で定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付しなければならない。この場合において、当該納税義務者の同項の申告書に係る年度の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金(以下この項において「市徴収金」という。)があるときは、法第17条の2の2の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該還付をすべき市長に対し、当該還付をすべき金額(市徴収金に係る金額に相当する額を限度とす

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第23条の4 [略]

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、政令で定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

る。)により市徴収金を納付し、又は
納入することを委託したものとみな
す。

3 [略]

(個人の市民税の徴収方法等)

第27条 個人の市民税の徴収について
は、第28条、第28条の6第1項若しく
は第2項、第28条の11第1項又は第
34条の5の規定により特別徴収の方
法による場合を除くほか、普通徴収
の方法による。

2 個人の市民税を賦課し、及び徴収
する場合には、法又は森林環境税及
び森林環境譲与税に関する法律に特
別の定めがある場合を除くほか、当
該個人の県民税及び森林環境税を併
せて賦課し、及び徴収するものとし
る。

(給与所得に係る特別徴収税額の普
通徴収税額への繰入れ)

第28条の5 個人の市民税の納税者が
給与の支払を受けなくなつたこと等
により給与所得に係る特別徴収税額
を特別徴収の方法により徴収されな
いこととなつた場合には、特別徴収
の方法により徴収されないこととな
つた金額に相当する税額は、その特
別徴収の方法により徴収されないこ

3 [略]

(個人の市民税の徴収方法等)

第27条 個人の市民税の徴収について
は、第28条、第28条の6第1項若しく
は第2項、第28条の11第1項又は第
34条の5の規定によつて特別徴収の
方法による場合を除くほか、普通徴
収の方法による。

2 個人の市民税を賦課し、及び徴収
する場合には、当該個人の県
民税を併せて賦課し、及び徴収する
ものとする。

(給与所得に係る特別徴収税額の普
通徴収税額への繰入れ)

第28条の5 個人の市民税の納税者が
給与の支払を受けなくなつたこと等
により給与所得に係る特別徴収税額
を特別徴収の方法によつて徴収され
ないこととなつた場合には、
特別徴収の方法によつて徴収されな
いこととなつた金額に相当する税額
は、その特別徴収の方法によつて徴

ととなつた日以後において到来する第27条の2の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合には直ちに普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第28条の13 第28条の10第1項又は第3項(第28条の11第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第27条の2第1項に規定する納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収する。

(固定資産税の徴収の方法等)

第42条 [略]

2 [略]

3 前項の規定により固定資産税を賦課した後において法第389条第1項の規定による通知が行われ、当該賦

収されないこととなつた日以後において到来する第27条の2の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合には直ちに普通徴収の方法によつて徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第28条の13 第28条の10第1項又は第3項(第28条の11第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第27条の2第1項に規定する納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によつて徴収する。

(固定資産税の徴収の方法等)

第42条 [略]

2 [略]

3 前項の規定により固定資産税を賦課した後において法第389条第1項の規定による通知が行われ、当該賦

<p>課した固定資産税額が、当該通知に基づいて算定した法第364条第6項の本算定税額（以下本項において「本算定税額」という。）を超える場合には、<u>法第17条及び法第17条の2</u>の規定の例により、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当し、前項の規定により賦課した固定資産税額が本算定税額に満たない場合には、当該通知が行われた日以後に到来する納期においてその不足税額を徴収する。</p> <p>4 [略]</p>	<p>課した固定資産税額が、当該通知に基づいて算定した法第364条第6項の本算定税額（以下本項において「本算定税額」という。）を超える場合には、<u>第11条</u>の規定の例により、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当し、前項の規定により賦課した固定資産税額が本算定税額に満たない場合には、当該通知が行われた日以後に到来する納期においてその不足税額を徴収する。</p> <p>4 [略]</p>
---	---

第2条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
(市民税の減免)	(市民税の減免)
第33条 第19条第1項第1号又は第3項の者で次の各号のいずれかに該当し、市長において必要があると認めるものに対して課する市民税につい	第33条 第19条第1項第1号又は第3項の者で次の各号のいずれかに該当し、市長において必要があると認めるものに対して課する市民税につい

ては、それぞれ当該各号に定める額を減免する。この場合において、2以上の減免事由がある者については、当該各号のうち、減免割合の最も大きいものにのみ該当するものとして当該規定を適用する。

(1) [略]

(2) 当該年度の初日の属する年中の合計所得金額が前年の合計所得金額の10分の5に相当する金額以下に減少すると認められる者であつて前年の合計所得金額が400万円（控除対象配偶者を有する者にあつてはその者の第20条の3第1項第10号に規定する控除額を、控除対象扶養親族を有する者にあつてはその者の同項第11号に規定する控除額を、16歳未満扶養親族を有する者にあつては各16歳未満扶養親族につき33万円を、同居特別障害者を有する者にあつては各同居特別障害者につき23万円を、400万円にそれぞれ加算した額）以下のもの 次条第1項の規定による申請があつた日（市長が必要があると認める場合には、市長が認める日）以後に納期限が到来する市民税の額（給与所得に係る特別徴収の方法により徴収するものにあつ

ては、それぞれ当該各号に定める額を減免する。この場合において、2以上の減免事由がある者については、当該各号のうち、減免割合の最も大きいものにのみ該当するものとして当該規定を適用する。

(1) [略]

(2) 当該年度の初日の属する年中の普通所得の金額（総所得金額のうち譲渡所得及び一時所得に係る所得金額以外の金額をいう。以下この号において同じ。）が前年の普通所得の10分の5に相当する金額以下に減少すると認められる者であつて前年の合計所得金額が400万円（控除対象配偶者を有する者にあつてはその者の第20条の3第1項第10号に規定する控除額を、控除対象扶養親族を有する者にあつてはその者の同項第11号に規定する控除額を、16歳未満扶養親族を有する者にあつては各16歳未満扶養親族につき33万円を、同居特別障害者を有する者にあつては各同居特別障害者につき23万円を、400万円にそれぞれ加算した額）以下のもの 普通所得に対する所得割額に減少率（前年の普通所得の金額に対するその年の普通所得の金

<p>ては申請があつた日の属する月以後の月割額とし、年金所得に係る特別徴収の方法により徴収するものにあつては申請があつた日の属する月以後の支払回数割仮特別徴収税額又は支払回数割特別徴収税額とする。)に減少率(前年の合計所得金額に対するその年の合計所得金額の見積額の減少割合をいう。)を乗じて得た額の10分の5相当額</p> <p>(3) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>額の見積額の減少割合をいう。)を乗じて得た額の10分の5相当額</p> <p>(3) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
---	--

第3条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第3条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第3条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第3条による改正後	第3条による改正前
<p><u>(市税事務所の設置)</u></p> <p><u>第5条の2 本市が賦課徴収する市税</u> <u>その他の税に関する事務を分掌させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第1項の規定に基づ</u></p>	<p></p>

き、市税事務所を設置する。

2 市税事務所の名称、位置及び所管

区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
神戸市 市税事 務所	神戸市長田区 二葉町5丁目 1番32号	神戸市

(地方税法第3条の2の規定による市長の権限の委任)

第6条 市長は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)又はこの条例若しくは市税に関するその他の条例で定めるその権限の一部を、規則で定めるところにより区長又は神戸市市税事務所長に委任することができる。

(納付又は納入の委託)

第10条 納税者又は特別徴収義務者が次に掲げる徴収金を納付し、又は納入するため、市長が定める有価証券(地方自治法第231条の2第3項の規定により地方団体の歳入の納付に使用することができる証券を除く。)を提供して、その証券の取立てとその取り立てた金銭による当該徴収金の納付又は納入を委託しようとする場合には、徴税吏員は、その証券が最近において、確実に取り立てること

(地方税法第3条の2の規定による市長の権限の委任)

第6条 市長は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)又はこの条例若しくは市税に関するその他の条例で定めるその権限の一部を、規則で定めるところにより区長に委任することができる。

(納付又は納入の委託)

第10条 納税者又は特別徴収義務者が次に掲げる徴収金を納付し、又は納入するため、市長が定める有価証券(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第3項の規定により地方団体の歳入の納付に使用することができる証券を除く。)を提供して、その証券の取立てとその取り立てた金銭による当該徴収金の納付又は納入を委託しようとする場合には、徴税吏員は、その証券が最近において、

<p>ができるものであると認められるときに限り、その委託を受けることができる。この場合において、この証券の取立てにつき費用を要するときは、その委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額を併せて提供しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>確実に取り立てることができるものであると認められるときに限り、その委託を受けることができる。この場合において、この証券の取立てにつき費用を要するときは、その委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額を併せて提供しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
--	--

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(市税等徴収業務手当)</p> <p>第4条 市税等徴収業務手当は、<u>神戸市市税事務所</u>に勤務する職員で庁舎外において納税者等と面談して行う市税、国民健康保険料、介護保険料若しくは後期高齢者医療保険料の滞納</p>	<p>(市税等徴収業務手当)</p> <p>第4条 市税等徴収業務手当は、<u>行財政局税務部</u>に勤務する職員で庁舎外において納税者等と面談して行う市税、国民健康保険料、介護保険料若しくは後期高齢者医療保険料の滞納徴</p>

徴収業務又は市税の課税調査業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額200円とする。

収業務又は市税の課税調査業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額200円とする。

(輸入促進地域における固定資産税の不均一の課税に関する条例の廃止)

第5条 輸入促進地域における固定資産税の不均一の課税に関する条例(平成8年10月条例第27号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条及び附則第2条の規定 令和6年1月1日

(2) 第2条及び附則第3条の規定 令和6年4月1日

(3) 第3条及び第4条の規定 令和7年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の神戸市市税条例(以下「新条例」という。)

第16条第8項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税及び県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第23条の4第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税に係る条例第23条の4第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額について適用し、令和5年度分までの個人の市民税に係る同項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額については、なお従前の例による。

第3条 第2条の規定による改正後の神戸市市税条例の規定は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴い、条例を改正する等の必要があるため。